平成２８年（フ）第７４０号
広島市中区竹屋町１番７－502号
債務者　新谷　明子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３２号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目10番６－203号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
大分県由布市湯布院町川南325－１グランビューＥＴＯ203、住民票上の住所大分県豊後大野市三重町百枝3258番地98
債務者　和田　真実
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈1594番地の１
債務者　河野　　武
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町17番地１（１－506号）
債務者　大野　繁樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第５２号
青森県十和田市大字三本木字並木西432番地17、旧住所青森県十和田市大字三本木字千歳森203番地２
債務者　橋場理恵子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第５５号
青森県上北郡六戸町大字上吉田字長谷82番地23、旧住所青森県八戸市多賀台２丁目15番地37
債務者　鈴木亜沙美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１０２号
福島市飯坂町中野字西八景８番地の10
債務者　白坂　晋祐
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
福島県西白河郡西郷村大字鶴生字追原185番地３
債務者　青山由美子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
新潟市東区岡山83番地　セジュール岡山Ａ102号、前住所新潟市秋葉区小戸上組346番地３
債務者　西脇　政樹
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２５号
新潟県五泉市村松甲1691番地
債務者　鈴木せつ子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３２号
新潟市西区小新南２丁目10番７号　コーポあずさⅡ１－Ｄ、前住所新潟市西区五十嵐２の町8602番地44　ソレイユ五十嵐Ｃ202
債務者　阿部　洋平
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３４号
新潟市秋葉区東島176番地11　スカイラークヒルズ105号室、前住所新潟市秋葉区小須戸3658番地４
債務者　北原　秀和
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４７号
新潟市東区一日市35番地３　ハイムファンタスⅡ102号、前住所新潟県新発田市東新町４丁目６番４号２
債務者　渡邊　　俊（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
長野県松本市白板１丁目９番44号　サンライズ白板203
債務者　日比　敏男
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１８５号
長野県松本市村井町西１丁目19番48号
債務者　松田　孝弘（旧姓蒔田）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
長野地方裁判所松本支部